

学校法人 和洋学園では、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に則り、以下の行動計画を策定し、実施に努めております。

学校法人 和洋学園 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2020（令和2）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 「3歳に満たない子を養育する職員」として子の3歳の誕生日の前日までとなっている育児短時間勤務について、当該職員が希望する場合、子の就園等に配慮して、3歳に達した年の年度末まで取得可能に変更・整備する。

【方策と実施時期】

2020年 4月～	関係規程を整備・改正する。
2020年 5月～	規程および育児短時間勤務制度の改正を、イントラネット（学内LAN）によって事業所内に周知する。

目標2 所定外労働を、2019（令和元）年度実績から5%以上削減する。

【方策と実施時期】

2020年 4月～	衛生委員会に毎月の所定外労働の実績を報告し、情報共有するとともに原因の分析等を行う。
2020年10月～	削減のための方策を検討・実施する。
2021年 4月～	方策の効果を検証・分析する。
2021年 5月～	対応方策を改善・実施する。

目標3 有給休暇の取得率を全員50%以上にする。

【方策と実施時期】

2020年 4月～	全職員の前年度の有給休暇取得率（付与日数基準）を確認する。
2020年 6月～	前年度取得率50%未達成者の原因・事由等を分析する。
2020年 8月～	取得率向上のための呼びかけをイントラネット（学内LAN）によって事業所内に周知する。
2021年 4月～	取得率の確認・分析・対応方策を検討する。

学校法人 和洋学園 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

全ての教職員が、その能力を十分に発揮できるような雇用環境を整備するとともに職場と家庭を両方しうる職場風土を構築し、女性も管理職として活躍しやすいよう勤務環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2021（令和3）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの5年間

2 目標と取組内容・実施時期

目標1 女性の職業生活に関する機会の提供のため、キャリアアップを目的とした研修を実施し、対象者の受講率を男女ともに70%以上にする。

【取組内容と実施時期】

2021（令和3）年4月～ キャリアアップのための研修カリキュラムの作成。

2021（令和3）年9月～ 一般職員を対象に研修の実施。

目標2 職業生活と家庭生活の両立に資する環境を整備するため、時間外勤務時間を2020（令和2）年度実績から5%以上削減する。

【取組内容と実施時期】

2021（令和3）年4月～ 衛生委員会に毎月の時間外勤務時間の実績を報告し、情報共有するとともに原因の分析を行い、削減のための対策を検討・実施する。

2022（令和4）年4月～ 方策の効果を検証・実施する。

2022（令和4）年5月～ 対応方策を改善・分析する・